

## (社) 高知県建設業協会倫理委員会設置要綱

### (設置)

第 1 条 本県建設業におけるコンプライアンスを確立するにあたり、透明性と公平性を保つために倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第 2 条 委員会は、協会及び協会会員のコンプライアンスを確立するための取組み状況及びコンプライアンス違反が懸念される事象に対して審議し、理事会及びコンプライアンス委員会に意見を述べる。また、法令に違反すると信じるに足る相当の理由があるときは法的な権限に基づく処分等を行うことができる行政機関に通報する。

2 委員会はコンプライアンス確立に向けた当協会の取組みが十分機能しているか、定期的に確認し、その結果等を理事会及びコンプライアンス委員会に報告する。

3 委員会は当協会の公益通報要綱に従い公益通報に関する処理を行う。

### (組織)

第 3 条 委員会は委員 6 名以内で組織する。

2 委員は、協会と直接・間接的な利害関係を有さない外部有識者のうちから会長が委嘱する。

### (任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

### (服務)

第 5 条 委員は職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は委員長があたる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴取することができる。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くこと、及び議決することができない。

5 会議は公開とする。ただし、委員の全員が同意し、委員長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は協会事務局が処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、法令及び協会の定款諸規程に反しない範囲において委員長が定める。

(報酬、日当、交通費)

第10条 各委員への報酬、日当、交通費については、次のとおりとする。

①報酬 無報酬

②日当 1万円

③交通費 協会旅費規程に定めるところによる

附則

1 この要綱は、平成25年1月15日から施行する。

2 この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は会長が招集する。

3 この要綱の施行の日以降最初の委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。